

平成 28 年 9 月

お客さま各位

株式会社いちたかガスワン

台風 10 号により被災されたお客さまに対する
「エネワン でんき」電気料金等の災害特別措置についてのお知らせ

平成 28 年発生の台風 10 号により被災された皆様には心よりお見舞い申し上げます。

弊社では、同台風によって被災されたお客さまに対して、災害救助法が適用された市町村および隣接する地域にお住まいのお客さまから申し出があった場合、「エネワン でんき」の電気料金等を北海道電力株式会社が定める「託送供給等約款以外の供給条件」に準じた下記の災害特別措置を適用することといたしますのでお知らせいたします。

記

1. 対象

災害救助法が適用された地域および隣接する地域において被災されたお客さまから、弊社にお申し出のあった場合に適用いたします。対象地域は以下の通り。

災害救助法 適用市町村 (20市町村)	帯広市、南富良野町、音更町、士幌町、上士幌町、鹿追町、新得町、清水町、芽室町、中札内村、更別村、大樹町、広尾町、幕別町、池田町、豊頃町、本別町、足寄町、陸別町、浦幌町
隣接市町村 (20市町村)	夕張市、戸別市、日高町、平取町、新冠町、浦河町、様似町、えりも町、新ひだか町、富良野市、上川町、美瑛町、上富良野町、占冠村、北見市、津別町、訓子府町、置戸町、釧路市、白糠町

※北海道電力株式会社ホームページより抜粋

2. 災害特別措置の内容

① 電気料金の支払期日延長について

被災した場所で「エネワン でんき」をご使用の場合において、その電気料金、平成 28 年 8 月、9 月および 10 月料金計算分の支払期日を各々 1 ヶ月間延長いたします。

② 電気不使用月の電気料金の免除について

被災日が属する料金計算月の翌月から 6 ヶ月間に限り、被災時から全く電気を使用されなかった月の電気料金を免除いたします。

③ 工事費負担金の免除について

被災後、電気を使用されないままご契約を廃止し、その後新たに電気の使用を申し込まれた場合で、その申し込みが平成 29 年 2 月末までに行われ、契約種別が被災時と同一であり、かつ、契約電流等が被災時の容量以下のときは、工事負担金を免除いたします。

④ 使用不能となった電気設備に相当する基本料金の免除について

「エネワン C プラン」「エネワン 低圧プラン」の適用を受けていて被災されたお客さまで、電気設備が災害のため復旧まで一時使用不能となった場合、被災日から平成 29 年 2 月末日までの間は、その使用不能設備に相当する基本料金を免除いたします。

⑤ 引込線、計量器等の諸工料の免除について

被災後、引込線、計量器、その付属装置、区分装置または電流制限器の取付位置の変更の申込みを平成 29 年 2 月末日までに行われ、かつ、その供給方法が被災時の供給方法と同一であるときは、その初回の工事に要した費用を免除いたします。

なお、③、⑤については、北海道電力株式会社より認められた場合に限り、
以上

本件に関するお申込み・ご相談窓口
株式会社いちたかガスワン エネルギー開発課
TEL 011-215-1522
<受付時間> 平日 / 9:00~17:00